

KAMAちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

年頭に当たって

明けましておめでとうございます。

読者の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

本コラムもスタートしてちょうど10年の節目を迎えました。途中数回の欠稿はありましたが、何とかここまで続けることができました。廃棄物処理法の解説や改正動向、不正処理事件を中心に私なりの見解でお伝えしてきました。また、地球温暖化防止に係る二酸化炭素排出量削減対策やリニア新幹線南アルプストンネルの掘削工事に伴う環境影響など、広く「環境問題」を取り上げ読者の皆様に興味を持っていただけるコラム作成に意を用いてまいりました。どうか今後も引き続きご愛読いただきますようお願いします。

さて、1年の始めですので昨年1年間を振り返りながら、環境・廃棄物分野における今年の展望をしてみたいと思います。

まず最初に、法令改正については、昨年4月22日に廃棄物処理法施行規則が改正され、2点の改正事項が追加されました。1点目は、該当事業者は少数と推測しますが、「PRTR法」に規定する「第一種指定化学物質等取扱事業者」は産業廃棄物処理委託契約書の中に「第一種指定化学物質の名称及び量又は割合」を追加しなければならないことが義務付けられ、本年1月1日から施行されました。該当事業者の皆様は、委託先業者と情報共有し確実な履行をお願いします。

2点目は、電子マニフェストにおける処分業者の報告項目の追加です。現在の制度では、処分終了報告はE票により行われており、そこには最終処分先の業者名を登録することが義務付けられていますが、施行後はこれに加えて「再生された物の種類及び数量」の登録が追加されることになります。つまり現在は、どこで最終処分（再生を含む）されたかの情報は登録されますが、改正後は再資源化量がどれだけであったかの情報も登録が必要となります。循環型社会構築が求められる中で、再資源化量（率）の把握は、排出事業者の必須事項となっていることが改正の背景にあります。また、電子マニフェストの使用割合が90%近くに達していることも法改正を後押ししています。施行日は、来年の4月1日となっていますので、今年1年掛けて処分業者は改正法への対応方法を確立する必要があります。大変重要な法改正事項ですので、詳細については改めて記載させていただきます。

次の法令改正は、「資源循環促進のための再資源化事業等高度化法」の施行についてです。法律自体は、一昨年に公布されていますが、昨年11月21日から本格施行となりました。「特定産業廃棄物処分業者」なる新しい定義が登場していますので、今回はそこだけ解説しておきます。1年間の産業廃棄物処分受託量（中間処分限定）が1万トンを超える、又は廃プラスチック類の処分受託量が1,500トンを超える者を特定産業廃棄物処分業者と定義し、処分受託量、再生資源化量等に係る報告を環境大臣に提出することを義務付けています。また、環境大臣はその再資源化に係る取組が著しく不足する業者には勧告をすることができる旨を定めています。本件についても、多くの皆様の関心事となっていますので、改めて寄稿させていただきます。

廃棄物処理を巡る事件・事故に関しては、大きく報道されるような悪質なものはなく、平和な1年であったと感じていますが、産業廃棄物の不法投棄量は、年間4万トンにのぼるなどまだまだ絶滅への道は遠いものです。

締めくくりに、今後の見通しとして現在予定されている廃棄物処理法改正に係る情報をお伝えします。

環境省では、有識者を集めた会合で法改正に向けた論点整理がされており、その結果が昨年5月に公表されています。ここには次の3点があげられており、今年中には改正法令として公布される見込みです。

- (1) 不適正ヤードに係る規制強化：有害使用済み機器保管等届出制度の対象が家電リサイクル法・小型家電リサイクル法の対象機器に限定されているところ、対象範囲を拡大する
- (2) P C B 廃棄物処理体制の整理：高濃度P C B 廃棄物処理事業の処分期間終了を迎える、低濃度P C B 廃棄物の処分も含めた処理体制の整理が必要
- (3) 災害廃棄物処理体制：災害廃棄物の発生量増加対策として①専門支援機能の確立②特例措置の整備③産業廃棄物最終処分場での受入容量確保に係る特例措置の創設 が必要

ここに掲げられている情報では、読者の皆様に関係する部分は少ないものと推測されますが、アンテナを高くして情報収集に努めていただきますようお願いします。

以上、まとめのない文章でのスタートとなりましたが、皆様にとって幸多い1年となりますことを祈念し、本年最初のコラムとさせていただきます。

引き続きのご愛読宜しくお願いします。